

2021年10月1日

日本オリエント学会第63回年次大会実行委員会

## オンライン学会発表におけるコンテンツガイドライン

オンラインでの学会発表は著作権法上の「公衆送信」（自動公衆送信による再送信）に相当すると考えられるため、画面共有する資料（スライドや映像・音声など）は著作権上の問題がないものに限るようにしてください。オンライン学会発表において共有する資料の著作権は発表者に帰属するため、当該資料が第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を負うこととなります。

なお、本ガイドラインを守れば絶対に著作権問題が起きない、というわけではありません。また、本ガイドラインをすべて守らないと著作権問題が起きるといってもありません。以上の点にご留意の上で、本ガイドラインを参考にいただきつつ、ご自身の判断で発表資料の作成をお願い申し上げます。

### 1. 他者が著作権を有する写真・映像、また音楽は原則として使わないこと。

- 発表において必要不可欠な場合は、あらかじめ関係する著作権および著作権隣接権の権利者から全ての必要な許諾を得ておくこと。許諾を得ていることを主催者あるいは連絡先に知らせておくこと。

インターネット上で「著作権フリー」として公開されていると書かれている場合でも、著作権／著作権隣接権の許諾が不明なものがあるので、使用しないこと。

- 本の表紙や絵を利用する場合には、出版社に問い合わせしてから指定された条件に従って使用すること。
- 論文と異なり単行本の図や表をそのまま引用する場合、それらは出版社が作成し著作権を有しているケースがあるため、出版社に問い合わせる必要な許諾を得ること。
- 美術品や映画のシーンは自分が撮影した写真や映像であっても著作権（複製権等）の侵害となる場合がある。

### 2. 引用に際しては、次の各点を遵守すること。

- 引用の目的上正当な範囲内にとどめ、引用部分と他の部分とを明瞭に区別すること。
- 量・質ともに、被引用部分が『従』でオリジナル部分が『主』の関係であること。
- 公正な慣行に従って出典を明示（引用物と同じ場所に完全な出典を示す、または引用物と同じ場所に短縮した出典を示した上で資料末尾などに完全な出典情報をまとめる、など）。

謝辞：本ガイドライン作成にあたっては、昨年度第62回年次大会のガイドラインを踏襲し、以下の学術団体のオンライン学術大会のガイドラインも参考といたしました。記して感謝を申し上げます。

一般社団法人 電子情報通信学会 ([https://www.ieice.org/jpn\\_r/index.html](https://www.ieice.org/jpn_r/index.html))

一般社団法人 日本文化人類学会 (<https://jasca54.jimndofree.com/>)